

第3回違法伐採総合対策推進協議会

議事概要

日時：2007（平成19）年6月4日（月）13:00～15:30

場所：霞山会館 「うめさくら」

議事要旨：

- (1) 開会
- (2) 主催者挨拶（全木連後藤副会長）
- (3) 林野庁挨拶（木材利用課梶島課長）

委員紹介、資料確認

座長指名 大熊委員を座長に選出

(4) 議事

①平成18年度の違法伐採総合対策事業の概要、評価と課題について
事務局から、資料にもとづき、昨年度の事業の結果概要の説明があった。

②平成19年度の違法伐採総合対策推進事業の進め方について
事務局から、資料にもとづき、基本的な考え方、証明木材供給事例調査事業、証明システム検証事業、システム普及事業についての説明があった。

<主な意見と質疑>

○合法性証明の団体認定の仕組みは、日本だけのものでこのシステムが健全に発展していくよう、林野庁にもご指導をお願いしたい。また、合法性証明のシステムを浸透させていくときは、段階的なアプローチで進めるべきである。合法性の証明には、コストがかかる。このコストアップを抑えないと合法性が証明されていない木材のほうが安くなり、合法性証明木材が普及しなくなる可能性もある。また、違法伐採のことがあまりに強調されると木材はリスクのある素材と思われて、木材離れが起きる懸念がある。

○18年度の国内調査、海外調査では調べようとしていたことがわかったのか。海外の調査事例は、国内企業へ普及するとあるが、海外の企業に普及することはしないのか。

→（事務局）今では欧米の企業の社会的責任の一つとなっている調達政策を日本の企業にも参考にしてもらおうよう、海外の先進事例を紹介するという意図で国内企業への普及とした。

○現場からの要望は、合法性の証明された木材の調達の推進を県木連では県内の市町村に対してお願いしているので、全木連は林野庁に働きかけて欲しい、

ということであった。木材を調達する際は、合法木材の利用を積極的に進めるよう、中央省庁に強く働きかけていただくよう林野庁にお願いしたい。

○森林の違法伐採が生物の多様性を損なうという意味でも、今年度のこの事業の活動の中に生物多様性をキーワードにして取り込んでみてはどうか。

○普及の対象として、一般の消費者よりも企業の調達者を考えているということか。

→（事務局）対象者は広く考えており、一般の消費者を対象からはずしているわけではないが、大口の需要者が重要との認識も持っており、その意味で今年度は協議会の委員に建設・住宅関係業界からの委員を追加した。

○木材は複雑な流通経路があり、その途中で合法証明のリンクが切れている。供給側と調達側の間をつなぐ部分の人の認識を深めてほしい。

○昨年度の証明システム検証事業の報告書の中の、追跡調査の結果を見ると、合法性の証明書の発行についておかしなところが見られる。今年度の証明システム検証事業の実施に当たっては、トレーサビリティの調査では、WG等でチェック方法を十分検討してから実施してほしい。政府は本気で調達しようという気があるのかという声も聞く。制度が形骸化することを懸念している。

座長：今まで出た意見を踏まえた上で、今年度の事業の進め方については委員のご了承を得られたものとして進めていきたい。

③証明方法のあり方（ガイドライン）の検討方向について

事務局より、資料にもとづき林野庁のガイドラインについての昨年度の検討の経緯、今年度の検討方向についての説明があった。

<主な意見と質疑>

○調査事業の結果を踏まえて議論していくことになるが、今年度の調査もガイドラインをどうするかという意識を持って調査をしてほしい。

○合法性証明木材の調達が困難だという話があったが、ガイドラインによると最終の納入業者は、必ずしも認定事業者でなくても良いことになっている。最終の調達者としては納入業者が認定団体でないで困る。実態を調査の上、運用方法を検討してほしい。

○調査事業の結果を踏まえて検討するという事なので、調査結果の発表をきちんとしてほしい。

○ロシア・ハバロフスク州政府や中国政府と政府間で強調してほしい。特に中国は国内のトレーサビリティは民間では困難である。

④合法木材等供給体制に関する研修の実施要領について

事務局より、資料にもとづき合法木材供給事業者認定団体研修と合法木材供

給事業者研修の実施についての説明があった。

⑤その他

環境省から、「今年度の環境省事業で合法性の証明された木材の普及・啓発に関する事業を実施する予定。グリーン購入法の普及度合いの調査と、その結果を元にした普及方策の検討を考えている。」との報告があった。

—了—